（原動機及び動力伝達装置）

第166条　（略）

２・３　（略）

４　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一　車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二　車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

５　（略）

（かじ取装置）

第169条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ　（略）

ワ　緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

カ　運行補助機能を有するかじ取装置及び緊急車線維持装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50㎞／ｈを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. から8. 4. までの規定に適合する構造であればよいものとする。

２　（略）

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ・Ⅱ　（略）

Ⅲ　ＪＨ25モード法（内燃機関車）

1. ～18.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　車両総重量3.5ｔ超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合

表１・２　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第166条　（略）

２・３　（略）

４　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（新設）

（新設）

５　（略）

（かじ取装置）

第169条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ　（略）

（新設）

ワ　運行補助機能を有するかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50㎞／ｈを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

２　（略）

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ・Ⅱ　（略）

Ⅲ　ＪＨ25モード法（内燃機関車）

1. ～18.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　車両総重量3.5ｔ超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合

表１・２　（略）